

袖ヶ浦市企業振興条例 奨励金の交付要件及び交付額 新旧対照表

奨励金の区分	改正前				改正後			
	交付要件	交付額	交付期間	交付限度額	交付要件	交付額	交付期間	交付限度額
1 新規立地奨励金 〔変更なし〕	<p>一体の工事により取得した対象施設の新設で投下固定資産額が<u>3億円</u>以上</p> <p>中小企業にあつては<u>1億円</u>以上</p> <p>中小企業のうち、 ○宿泊施設にあつては<u>5,000万円</u>以上 ○卸売・小売関連施設にあつては投下固定資産額(土地に係る部分を除く。)が<u>5,000万円</u>以上</p>	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の <u>100分の50</u> に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から <u>5年間</u>	1事業者につき1年度当たり <u>2億円</u> を限度	<b>現行どおり（変更なし）</b>			
2 大規模設備投資奨励金 〔見直し〕	<p>一体の工事により取得した対象施設の増設又は更新で投下固定資産額が<u>5億円</u>以上</p> <p>※研究関連施設、_____にあつては<u>3億円</u>以上</p> <p>中小企業にあつては<u>1億円</u>以上</p> <p>中小企業のうち、 ○宿泊施設にあつては<u>5,000万円</u>以上 ○卸売・小売関連施設にあつては投下固定資産額(土地に係る部分を除く。)が<u>5,000万円</u>以上</p>	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の <u>100分の50</u> に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から <u>3年間</u> ※研究関連施設_____にあつては <u>5年間</u>	1事業者につき1年度当たり <u>1億円</u> を限度 ※研究関連施設にあつては2億円を限度	<p>一体の工事により取得した対象施設の増設又は更新で投下固定資産額が<u>5億円</u>以上</p> <p>※研究関連施設、<b>環境対応型施設</b>にあつては<u>3億円</u>以上</p> <p>中小企業にあつては<u>3,000万円</u>以上</p>	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の <u>100分の50</u> に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から <u>3年間</u> ※研究関連施設、 <b>環境対応型</b> にあつては <u>5年間</u>	1事業者につき1年度当たり <u>1億円</u> を限度 ※研究関連施設にあつては2億円を限度
3 環境対応型設備投資奨励金 〔統合〕	<p>環境対応型施設の新設、増設又は更新で投下固定資産額が<u>3億円</u>以上</p> <p>中小企業にあつては<u>5,000万円</u>以上</p>	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の <u>100分の50</u> に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から <u>5年間</u>	1事業者につき1年度当たり <u>1億円</u> を限度	<b>大規模設備投資へ統合</b>			
4 累積投資型奨励金 〔廃止〕	<p>中小企業者が一体の工事取得した対象施設の新設、増設又は更新であつて、投下固定資産額が当該施設に係る操業を開始した日から3年を経過する日までに<u>2億円</u>以上</p> <p>中小企業のうち、 ○宿泊施設にあつては1億円以上 ○卸売・小売関連施設にあつては投下固定資産額(土地に係る部分を除く)が<u>1億円</u>以上</p>	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の <u>100分の50</u> に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から <u>5年間</u>	1事業者につき1年度当たり <u>2億円</u> を限度	<b>廃止</b>			
5 地元雇用奨励金 〔見直し〕	<p>対象施設の新設、増設又は更新に伴い、新規雇用者を雇用すること。(注1)</p> <p>ただし、袖ヶ浦市雇用促進奨励金交付規則に定める奨励金の対象となる高年齢者等については、新規雇用者から除く。</p> <p>(注1)市内に<u>1年以上</u>住所を有する者を常用雇用者(1週間の所定労働時間が<u>30時間</u>以上)として新規に雇用し、かつ、雇用した日から1年以上継続して雇用されている者で、対象施設の新設、増設又は更新に伴い雇用された者に限ります。</p>	新規雇用者1人当たり <u>30万円</u>	<u>1年度</u> 限り		<b>現行どおり（新規雇用者の要件変更）</b>			
					<p>(注1)市内に_____住所を有する者を常用雇用者(1週間の所定労働時間が<u>20時間</u>以上)として新規に雇用し、かつ、雇用し、かつ、雇用した日から1年以上継続して雇用されている者で、対象施設の新設、増設又は更新に伴い雇用された者に限ります。</p>			

奨励金の区分	改正前				改正後			
	交付要件	交付額	交付期間	交付限度額	交付要件	交付額	交付期間	交付限度額
6 成長分野 促進奨励 金 〔新設〕					成長分野に係る対象施設の新設で、投下 固定資産額が <b>3億円</b> 以上	対象施設に係る各 年度における固定 資産税納付相当額 の <b>100分の60</b> に相 当する額	対象施設に固 定資産税が課 せられること となる翌年度 から <b>5年間</b>	1事業者につ き1年度当た り <b>1億円</b> を 限度